鎌倉市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者、障害児又は難病患者等（以下「障害者等」という。）の障害の重度化、高齢化及び親亡き後を見据えた、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条第４項に規定する地域生活支援拠点等を整備し、同法同条第３項各号に掲げる事業（以下「拠点事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、障害者総合支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)において用いる用語の例によるほか、緊急時とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。ただし、大規模災害に起因する場合は、拠点事業の対象としない。

(１) 障害者等の介護者が病気・その他のやむを得ない事情により、不在もしくは障害者等の介護を行うことが困難となり、障害者等の日常生活が危ぶまれるとき

(２) 障害者等の単身世帯もしくは同居者が障害・高齢等により障害者等の介護ができない世帯であって、障害者等の体調不良や生活環境の急変等があり、障害者等が居住する住居で生活することが困難になったとき

(３) その他市長が緊急時と認めるとき

（実施主体）

第３条　拠点事業の実施主体は鎌倉市とし、市長は、拠点事業の全部又は一部について、適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

（対象者）

第４条　拠点事業の対象者は、次のものとする。

(１) 鎌倉市内に住所地を有する在宅の障害者等

(２) 鎌倉市が援護の実施主体となる市外に住所地を有する障害者等のうち、在宅で生活しようとする者

(３) その他市長が拠点事業の実施が必要であると認める者

（地域生活支援拠点の機能）

第５条　地域生活支援拠点は、次の各号に掲げる機能を有するものとし、地域における複数の障害福祉サービス事業所及び関係機関が役割分担し、連携等により機能を担う「面的整備型」により整備するものとする。

(１) 相談　緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、特定相談支援、一　　　般相談支援、障害児相談支援を行う事業所、基幹相談支援センター及び第９条に規定する地域生活支援拠点コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）と連携し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談及びその他必要な支援を行う機能

(２) 緊急時の受入れ・対応　短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障害者等の状態変化等に対応できる受入れ体制確保及び医療機関を含む各関係機関等への連絡等の必要な対応を行う機能

(３) 体験の機会・場の提供　地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(４) 専門的人材の確保・育成　医療的ケアが必要な者及び行動障害を有する者並びに高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の育成を行う機能

(５) 地域の体制づくり　地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（地域生活支援拠点等事業所の登録等）

第６条　前条各号に規定する機能のいずれか一つ以上を担おうとするものは、運営規程に拠点事業の機能を担う事業所である旨を規定し、当該運営規程を添えて鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録届出書（様式第１号）により市長に届け出なければならない。ただし、第９条に規定するコーディネーターはこの限りではない。

２　前項に規定する届出に当たり、第14条第２号に掲げる市独自報酬の算定のみを行おうとするものについては、運営規程に拠点事業の機能を担う事業所である旨を規定する必要はなく、運営規程の添付を省略できる。

３　拠点事業の機能を担うものは、前条各号に規定する機能のいずれかを有する次に掲げるものとする。

(１) 障害者総合支援法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

(２) 障害者総合支援法第51条の14第１項に規定する指定一般相談支援事業者

(３) 障害者総合支援法第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者

(４) 障害者総合支援法第５条第27項に規定する地域活動支援センター

(５) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者

(６) 児童福祉法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者

(７) 鎌倉市地域生活支援サービスの支給に関する実施要綱第13条第１項に規定する地域生活支援サービス事業者

(８) その他障害者等に対するサービスの提供を業とするもの

４　市長は、第１項の届出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録（不登録）決定通知書（様式第２号）によりその旨を通知するものとする。

５　市長は、前項の規定により登録を行った事業所（以下「登録事業所」という。）について、法人名、名称、所在地、連絡先及び実施する拠点事業の機能等の公表を行うことができる。

６　第２項に規定する届出は、原則拠点事業を担う前に行うものとするが、緊急やむを得ない場合においては、拠点事業実施後の届出を可能とする。

（登録事業所の変更、廃止等）

第７条　登録事業所は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第３号）により、市長に届け出なければならない。

２　登録事業所は、拠点事業を廃止、休止又は再開するときは、速やかに鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録廃止等届出書（様式第４号）により、市長に届け出なければならない。

３　市長は、第１項又は第２項の届出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録（不登録）決定通知書（様式第２号）によりその旨を通知するものとする。なお、第２項の届出の内容が、登録事業所が拠点事業の全部を廃止するものだった場合、市長は鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録（不登録）決定通知書（様式第２号）に代わり、鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（登録の取消）

第８条　市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(１) 登録事業所が第５条各号に掲げるいずれの機能も有しなくなったとき

(２) 登録事業所が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき

(３) その他市長が登録事業所として不適当と認めたとき

２　市長は前項の規定により登録を取り消したときは、登録事業所に鎌倉市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（コーディネーター）

第９条　市長は、拠点事業の実施に当たり、事業の実施が可能と認められる社会福祉法人等にコーディネーターを配置するものとする。

（コーディネーターの業務）

第10条　前項に規定するコーディネーターは次の業務を担うものとする。

(１) 緊急時に備え、24時間365日連絡可能な体制を確保し、必要な連絡方法や連絡手順を定める。

(２) 緊急性の高い相談を受け、必要に応じて適切な関係機関等へのつなぎやサービス利用調整、障害者等への直接支援等を行う。

(３) 緊急時対応を行う関係機関等に対する助言や後方支援

(４) 緊急時対応終了後の日常生活に戻るための支援

(５) 緊急時支援が必要な障害者等の把握、相談受付及び情報管理

(６) 障害者等及び関係機関等への拠点事業の周知啓発

(７) 第12条第１項に規定する協議の場への参画

(８) その他拠点事業実施に際して必要な業務

　（利用登録等）

第11条　緊急時の支援を必要とする者 （以下「利用者」という。）は、e-kanagawa電子申請システム又は鎌倉市地域生活支援拠点等利用登録（廃止・変更）届出書（様式第６号）により、市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の届出があったときは、内容を確認し、その情報を管理するとともに、本人の同意が得られている場合、コーディネーターや当該利用者を担当する相談支援専門員等に提供し、当該コーディネーターや当該利用者を担当する相談支援専門員等は、当該利用者に対し、緊急時の支援に必要な事項を聴取するものとする。

３　第１項の規定による届出は、拠点事業の円滑な利用を促進するためのもので、届出のない者に対する緊急時の支援を妨げるものではない。

４　利用者は、第１項の規定により届け出た内容に変更が生じたとき又は当該登録を廃止しようとするときは、e-kanagawa電子申請システム又は鎌倉市地域生活支援拠点等利用登録（廃止・変更）届出書（様式第６号）により、市長に届け出るものとする。

（鎌倉市地域生活支援拠点事業に関する協議の場）

第12条　拠点事業の実施状況の検証、課題の抽出、実施の方向性の検討等を行うための協議の場として、鎌倉市地域生活支援拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

２　運営委員会は、基幹相談支援センター、コーディネーター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、市等で構成し、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

３　運営委員会で協議した内容は、年に１回以上、鎌倉市障害者支援協議会に報告するものとする。

（記録の整備、報告等）

第13条　登録事業所は、拠点事業の記録、経理に関する帳簿等必要な書類を備え、当該書類を作成した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存するとともに、市長から求めがあった場合には、これを提出しなければならない。

２　市長は、登録事業所に対し、拠点事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。

（報酬の請求）

第14条　登録事業所が拠点事業に関する支援を行ったときは、次の各号に掲げる報酬を当該各号に定める手続きにより請求するものとする。

(１) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）に基づく報酬

神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の電子請求受付システムにより、国保連に請求する。

(２) 市独自報酬　鎌倉市地域生活支援拠点等整備事業市独自報酬請求書（様式第７号）に、支援内容が分かる記録や必要に応じて支援に要した実費に関する領収書等を添えて、別表に定める報酬を市長に請求する。

（遵守事項）

第15条　登録事業所は、拠点事業の実施に当たっては、障害者等及びその介護者等の権利の擁護に十分留意しなければならない。

２　拠点事業に従事する者又は従事した者は、職務上知り得た秘密及び個人情報を慎重に取り扱うとともに、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（準備行為）

第16条　この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報酬名 | 単価等 | 内容 |
| 緊急調整費 | 7,630円/回 | 障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において、拠点事業における緊急時に、利用先への必要な情報提供及び利用調整を行った場合、対象者１人につき月４回までを限度に算定可能とする。　なお、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において、地域生活支援拠点等相談強化加算の算定が可能な場合は、地域生活支援拠点等相談強化加算の算定を行うものとし、かつ地域生活支援拠点等相談強化加算とあわせて対象者１人につき４回までを限度に算定可能とする。 |
| 緊急宿泊費 | 19,470円/日 | 拠点事業における緊急時に、通常障害福祉サービスとして宿泊を提供する障害福祉サービス事業所等において、受入が困難であり、やむを得ずその他の場所において宿泊の受入を行った場合に算定可能とする。 |
| 緊急介護支援費 | 1,267円/30分 | 拠点事業における緊急時に、通常障害福祉サービスとして介護を提供する障害福祉サービス事業所等において、受入が困難であり、やむを得ずその他の事業所等の職員が介護の提供を行った場合に算定可能とする。 |
| 緊急対応諸経費 | 上限20,000円/日（14日間を限度） | 　拠点事業における緊急対応時にかかる諸経費（食費、日用品費、交通費、宿泊費等）について、実費負担額を補助する。　なお、実費負担額が１日20,000円を下回る場合は、現に要した実費負担額を上限とし支給する。 |